

1 素案→大綱（案） 主な修正点

章	修正内容	前回専門委員会における意見
1	<ul style="list-style-type: none"> ・総論に「IPCC1.5°C報告書」の記述を追加 ・総論の計画策定理由を修正 	地球温暖化に対する危機感を表現した方が良い
3	<ul style="list-style-type: none"> ・目指すべき将来像を修正 「脱炭素化が進み、気候変動にも適応した持続可能な埼玉」	目指すべき将来像を1つに統合すべき 県民が前向きに取り組めるような将来像を掲げるべき
3	【エネルギー】部門の将来像に追記 <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能の集約化によるエネルギーの効率的な利活用 ・AI、IoT、5Gの活用によるエネルギーのスマートな利用 	—
4	推進方策の前段に文言を追加 （各主体の役割、推進方策に取り組む理由、計画の進行管理）	県民へのメッセージとして、県の役割を明示すべき PDCAを確実に実行し、計画を進めていくというメッセージが必要
4 ～ 6	重点施策を緩和策、適応策に分けてそれぞれの章（第5章、第6章）に記載	適応策の重点施策を充実すべき
5	（施策の追加・修正） エネルギーの効率的利用の促進（追加） 環境・エネルギー分野等の先端産業の育成（修正）	先端産業の育成に取り組んでいることを明記すべき
6	気候変動による影響評価結果や適応策の方向性を見直すとともに、分野ごとの取組の方向性を記載	適応策について、具体的な施策を記載して内容を補強すべき

次期地球温暖化対策実行計画の策定について

2 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）大綱（案）の概要

第1章 総論

（計画策定の趣旨）

国内外の地球温暖化対策に関する情勢の変化や、本県における温暖化影響の深刻化を受けて、本県の新たな地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、地球温暖化対策を更に進めていく。

（計画の位置付け）

- ①地球温暖化対策推進法に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」
- ②気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」
- ③環境基本計画における個別計画

（計画期間）2020年度～2030年度

（中間年度（2025年度）を目途に計画を見直し）

第2章 地球温暖化の状況と取組

①国際的な取組

- ・パリ協定（2016.11発効）
- ・持続可能な開発目標（SDGs）（2015.9採択）

②日本の取組

- ・地球温暖化対策計画（2016.5閣議決定）
2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減
- ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（2019.6閣議決定）
今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会」を実現

第3章 目指すべき将来像

地球温暖化対策への国際的な取組や日本の取組を踏まえて、将来にわたって持続的な社会を作っていくために本県の目指すべき将来像を掲げる。

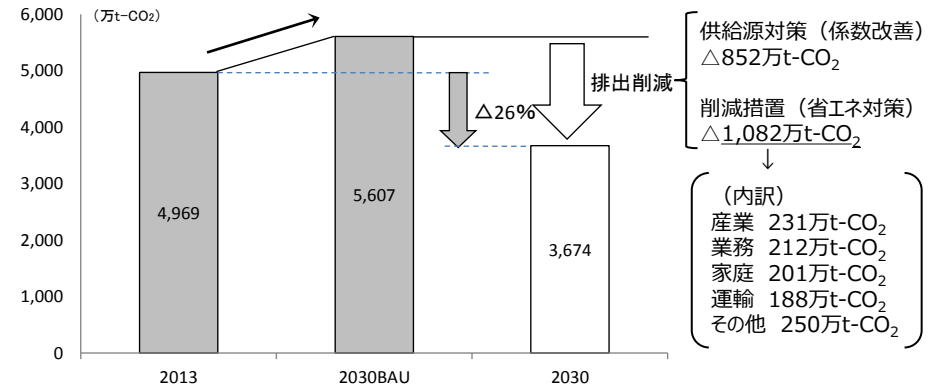
脱炭素化が進み、気候変動にも適応した持続可能な埼玉

（2050年以降のできるだけ早期に実現を目指す）

第4章 温室効果ガス削減目標と地球温暖化対策の進め方

目指すべき将来像の実現に向けて、県民、事業者、環境保全活動団体、行政などがそれぞれの責任と役割を果たし、温暖化対策を進めていくため、温室効果ガスの削減目標を設定（目標年度のBAU排出量を算定し、削減効果を積み上げて目標削減率を設定）

2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を
2013年度比 26%削減
（電力排出係数変動）



BAU（現状趨勢）排出量：
追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量
（人口、県内総生産、自動車保有台数、鉄道輸送需要の将来推計を考慮）

次期地球温暖化対策実行計画の策定について

2 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）大綱（案）の概要（続き）

第5章 地球温暖化対策（緩和策）

温室効果ガス排出削減対策

	緩和策体系	主な施策（新規施策など）
産業・業務部門	(1)事業活動における削減対策の促進・支援の充実 (2)大規模な事業所への対策 (3)建築物・設備の低炭素化 (4)オフィスや街区の低炭素化	・目標設定型排出量取引制度の推進 ・暑さ対策に資する省エネ設備等の導入支援
家庭部門	(1)省エネ家電・設備等の普及促進 (2)低炭素なライフスタイルへの転換 (3)住宅の低炭素化	・ゼロエネルギー住宅（ZEH）の普及促進 ・エコリフォームの普及促進
運輸部門	(1)次世代自動車の普及促進 (2)運輸・物流の低炭素化 (3)自動車から公共交通機関等への利用転換 (4)交通流対策	・EV・PHVの普及推進 ・道路、交差点の整備
廃棄物部門、 その他温室効果ガス	(1)廃棄物対策 (2)その他温室効果ガス対策	・太陽光パネルリサイクルの推進 ・プラスチックごみの発生抑制
吸収源対策	(1)森林の整備 (2)緑地の整備	・適正な森林整備の推進 ・身近な緑の創出
部門横断的対策	(1)太陽エネルギーなどの活用促進 (2)多様なエネルギー源の活用 (3)環境教育の推進、環境活動の促進 (4)環境にやさしいまちづくりの推進 (5)低炭素社会をリードする産業の育成 (6)国際協力の推進	・住宅用太陽光発電の普及促進 ・分散型エネルギーの普及推進 ・環境・エネルギー分野等の先端産業の育成

第6章 地球温暖化対策（適応策）

地球温暖化の影響による被害の回避・軽減対策

	適応策体系	主な施策（新規施策など）
適応策	(1)農業・林業分野 (2)水環境・水資源分野 (3)自然生態系分野 (4)自然災害分野 (5)健康分野 (6)県民生活・都市生活分野	・高温障害を軽減する栽培管理技術の開発及び普及・定着 ・治水施設の整備の推進 ・「まちのクールオアシス」による熱中症予防

第7章 計画の推進・進行管理

①PDCAサイクルに基づく進行管理

毎年、温室効果ガスの排出状況や取組の進捗状況などを把握し、PDCAサイクルに基づいて計画を推進する。

②対策関連指標を活用した進捗状況の評価

埼玉県5か年計画や環境基本計画に掲げられた温暖化対策に関連する指標（対策関連指標）の推移を把握し、計画の進捗状況の評価に活用する。

（参考）実行計画とSDGs目標の関連

実行計画	施策体系	SDGs
緩和策	産業・業務部門	8 働きがいも経済成長も、9 産業と技術革新の基盤をつくろう、13 気候変動に具体的な対策を
	家庭部門	13 気候変動に具体的な対策を
	運輸部門	3 すべての人に健康と福祉を、11 住み続けられるまちづくりを、13 気候変動に具体的な対策を
	廃棄物部門、 その他ガス	12 つくる責任 つかう責任、13 気候変動に具体的な対策を、14 海の豊かさを守ろう
	吸収源対策	13 気候変動に具体的な対策を、15 陸の豊かさも守ろう
	部門横断的対策	4 質の高い教育をみんなに、7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに、8 働きがいも経済成長も、9 産業と技術革新の基盤をつくろう、11 住み続けられるまちづくりを、13 気候変動に具体的な対策を、17 パートナシップで目標を達成しよう
適応策	2 気候をせめて安定させよう、3 すべての人に健康と福祉を、6 安全な水とトイレを世界中に、13 気候変動に具体的な対策を、15 陸の豊かさも守ろう	